

基本施策
6

秩序ある港湾環境づくり

港湾を取り巻く環境や関係者との関係を良好に維持確保しながら、港湾区域や臨港地区などの適正な利用を図ります。

◆個別施策18 港湾エリア(臨港地区^{※14}、港湾区域^{※15})を適正に開発・利用する

港湾内における埋立の進捗や周辺の土地利用環境の変化に対応し、迅速に臨港地区の指定、解除及び分区の変更等を行うとともに、ゴミ・放置自動車等の不法投棄をしにくい環境づくりを進め、臨港地区及び港湾区域において適正に港湾活動が行うことができるようにしていきます。

●施策の目標

臨港地区の適正な指定及び規制を行い、適正に港湾活動ができるようにします。

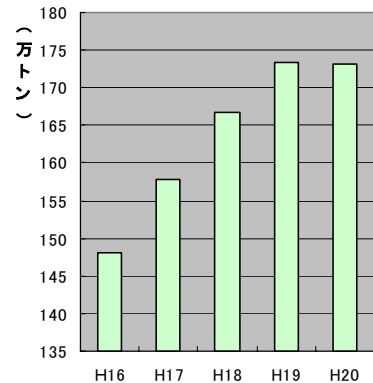
◆個別施策19 循環型社会の形成を支援する

循環資源貨物の増加に対応して、静脈物流^{※16} 拠点の形成を進めるとともに、背後地域より発生する廃棄物や港湾施設維持に伴うしゅんせつ土砂について海面処分場の確保を図り、循環資源や廃棄物を適切に再生・処理し、都市・港湾活動が円滑に持続できるようにしていきます。

●施策の目標

しゅんせつ土砂、廃棄物の処分場の確保を図るとともに、静脈物流にかかる取扱貨物量増加への対応を図ります。

静脈物流にかかる取扱貨物量の推移



集計貨物: 金属くず、再利用資材、廃棄物

◆個別施策20 放置艇対策を推進する

名古屋港の港湾区域内及び周辺水域には約 1300 隻の放置船舶が確認されています。港内全般に渡って放置されている船舶の係留保管の適正化に向けて、関係機関や利用者との調整、放置艇を誘導するための係留保管場所の確保及び地域の実情に照らした規制によって、適正に係留保管されるようにしていきます。

●施策の目標

港内の放置船舶の数を減らします。



新舞子ポートパーク